

一般質問

5人の議員が一般質問

幕別町の

ここが聞きたい!!



一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をしたりすることをいいます。

幕別町議会では質問者1人につき答弁を含め60分の制限時間を設けています。紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

ページ	質問議員	質問項目
9	酒井はやみ 議員	① 子どもたちの命を守り、保育を充実させるために
10	岡本眞利子 議員	① 子育て支援環境整備について ② 支え合い助け合う地域社会の構築について
11	野原 恵子 議員	① ジェンダー平等施策のさらなる推進を
12	中橋 友子 議員	① 会計年度任用職員が希望を持って働けるよう低賃金などの改善を
13	荒 貴賀 議員	① 学校給食費の無償化を ② 就学援助の拡充を

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。

飯田町長に政策提言

議会では委員会活動の活性化と政策提言できる議会・委員会を指し、3つの常任委員会において重点活動テーマを設定し、調査研究を深め、これからの地域づくりにつながる取組を行ってまいりました。各常任委員会ごとに「シタイプロモーション」「共生（インクルーシブ）社会について」「コロナ禍における経済影響、今後の対策について」を重要活動テーマとして設定し、町からの説明や関係団体との意見交換、先進地視察調査などを経て「政策提言書」としてまとめ、3月17日に飯田町長に申し入れをいたしました。（政策提言書は議会HPに掲載しています。）



3常任委員会の政策提言書を飯田町長に手渡しました。（役場3階会議室：3月17日）



酒井はやみ 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



昨年、虐待や不適切な保育、通園バスへの置き去りなどが各地で発覚し、背景に、慢性的な保育士不足による現場の疲弊があると指摘されている。

国の配置基準では、保育士1人が担当する子どもの数は0歳児3人、1〜2歳児6人、3歳児20人、4〜5歳児は30人とされている。

特に4〜5歳児の基準は、OECD諸国の中でも大きく遅れている。

保育施設の職員の84%が「災害時に子どもの命と安全を守れない」と答えているアンケート調査結果もある。保育士の配置基準の見直しは喫緊の課題である。

「子どもの権利条例」を持つ幕別町として、子どもたちの安全と発達を保障するため、保育の質の向上にどのように努めるのか以下伺う。

- ① 配置基準の引上げを
- ② 保育内容や安全管理に対して、寄せられている声は。
- ③ 保育士の実配置の基準と、基準改善の取り組みは。

問 子どもたちの命を守り、保育を充実させるために

答 子どもの健やかな育ちを支援し、安心安全な環境づくりに努める

- ③ 国に基準改善を求めるべきと考えるが、町の考えは。
- ② 保育士の処遇改善の必要性について、町の考えは。
- ① 待機児童の解消を
- ① 年度当初と、年度途中の入所希望が叶わなかった人数は。
- ② 来年度の待機児童の見通しは。

町長

① ① 保育内容についての声は寄せられていないが、日頃から不安や課題に感じる点があれば、気軽に相談できるように、保護者とのコミュニケーションに努めている。

また、安全管理については、施設の劣化部分に係るもので、その都度対処するとともに、日常においても点検を行い安全確保に努めている。

② 人員配置については、国の配置基準をベースに入所面接における児童の状況、関係部署の情報をもとに、支援が必要な児童やクラス運営の状況に応じ保育士を加算配置し、保育の質や安全管理が十分確保できる配置にしている。

③ 国の基準は最低限の人員配置を定めたものと捉え、基準が改正されることよって財政措置が手厚くならない限り、改善を求めることは考えていない。

② 正職員保育士については、他職種の職員同様に人事院勧告に従い改善を行っている。会計年度任用保育士については、令和2年度の制度導入時から、他職種や他市町村との均衡を配慮した給料表としており、昇給や期末手当の支給、特別休暇の付与など導入前に比べて、処遇の向上が図られたものと考えている。有資格の会計年度任用保育士については、令和3年度に給料表の引き上げを行っているほか、産前産後休暇等新たな休暇制度の創設や共済保険の適用範囲の拡大など処遇改善を行っている。

③ ① 年度当初に入所できなかった児童数は21人で、このうち育児休業の延長や認可外保育施設、事業所内保育事業所等に入所が14人、4人が希望保育所を限定した待機のため、待機児童数は3人であった。

年度途中での入所が出来なかった児童数は24人で、このうち育児休業の延長や認可外保育所への入所が22人、1人が希望保育所を限定した待機のため、待機児童数は1人であった。

② 入所保留児童数は15人であり、このうち9人が事業所内保育事業所、家庭内保育事業所に入所、6人が希望保育所を限定した待機のため、待機児童数は0人となる見込みである。

再質問

年度途中の入所希望者も全員受け入れる体制を整えるのが自治体の責任では。

答 町立保育所で受け入れられることが望ましいが、町立保育所以外も含めて、預けられるように、調整に努めていきたい。





岡本真利子 議員
(政清会)

問 子育て支援環境整備について

答 子育て環境の充実・定住対策等各種施策の推進に努める

問 2021年の全国での出生数は約81万人と人口動態調査開始以来最少を記録し、想定以上のスピードで少子化が進んでいる。このほか固定的な性別役割分担意識を背景に家事、育児の負担についても女性に偏っている現状がうかがえる。

誰もが安心して子どもを産み育て十分な教育が受けられる社会づくりが重要であると考え、次の点について伺う。

- (1) 今後の見守り訪問事業についての具体的な取り組みは。
- (2) 保健師、助産師等の人材育成と確保のための整備体制の確立は。
- (3) 0歳～2歳児の保育料の無償化拡大について。
- (4) 医療費助成を18歳までの拡大の考えは。

町長

(1) 妊娠届出時の面接やアンケートの実施、妊婦訪問、出産後の新生児訪問等実施の中で、妊婦や世帯の状況に応じて悩み事等に対応している。さらには、継続的な支

援を必要とする方に対して、随時、家庭訪問を実施するほか、希望者を対象に、お母さん同士の交流や栄養士による栄養指導、助産師による個別相談等を実施している。

(2) 幕別町子育て世代包括支援センターに配置している専門職員を対象に、母子保健や育児に関する相談等に適切に対応するための研修会への参加や、ケース検討会議等を通じて知識の習得や情報の確立を行っている。

(3)・(4) 0歳～2歳時の幼児教育、保育の無償化については、国は住民税非課税世帯のみとしており、本町においては、北海道が創設している「多子世帯の保育料軽減支援事業」を活用し、住民税非課税世帯に加えて、住民税所得割額16万9千円未満の世帯の第2子の保育料を無償としている。

子どもの医療費助成については、平成23年10月から小学校卒業までの医療費を無料化し、平成27年10月からは所得要件を撤廃し、助成の対象範囲を中学校卒業までに拡

充をしたところである。

幼児保育の無償化および医療費助成の拡充については、子育て施策の中で重要な施策であり、かつ極めて政治的な判断を要するものであるため、現時点での答弁は控えたい。

再質問

最近では自治体独自に0歳～就学前まで所得制限なしで完全無料という子育てにやさしい自治体が増えているようだが見解を伺う。

答

政治的判断を要するものであるため、答弁は控えたい。

問 支え合い助け合う地域社会の構築について

答 長寿福祉社会の現実に向け、各種事業を進めている

問

本町において高齢化率は令和2年度33・6%と急速に進んでいる。高齢者をはじめ自立が難しい人たちが安全安心して暮らせる、支え合い助け合う地域社会の構築が急務であるが見解を伺う。

- (1) 見守り協定（食の自立支援サービス利用者）以外の見守り体制の状況は。
- (2) 健康ポイント・ボランティアポイント等の状況と今後の方向性について。
- (3) デジタル推進委員による高齢者のデジタル化支援の強化について。
- (4) 認知症の人も、その家族も安心して暮らせる地域の構築の考えは。

町長

(1) 幕別町高齢者見守りネットワークに登録している事業所や幕別町地域見守り協定を締結した郵便局や新聞販売店等、民生委員の協力を得て、地域全体で高齢者を見守っている。

(2) 健康ポイント、ボランティアポイントの事業は令和4年度は休止状態であるが「行政ポイント制度」の事業として内容を検討している。

(3) アプリやコンテンツの説明会等に参加して研究しており「デジタル推進委員」の活用も含め、誰もがデジタル化に取り残されない社会の現実に向けた取り組みを進めたい。

(4) 認知症の方や家族に対する生活面に早期から支援を行うとともに、地域の活動に認知症の方もメンバーの一員として参加する等、住民の理解を深め、地域で支え合う意識づくりを進めていきたい。



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



日本では1999年「男女共同参画社会基本法」が制定されたが、ジェンダーギャップ指数で世界116位(2022年)と深刻な遅れがある。

日本の女性の社会的地位の低さ、男女の賃金格差、性暴力やパワハラ・セクハラなど女性の人権に対する低さが明らかになっている。

その背景には、明治時代に強められた家父長制度の下、子育てや介護は女性が担うもの、男性は働いて収入を得るものなど、性別役割分担の考えが根強く残っており女性の自立の障害につながっている。

また、性別・性的指向にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、対等に社会参加できるようにと声を上げ始めている。

町の施策は、一人ひとりが無意識に人権意識のゆがみを持っていないか検証し、ジェンダー平等の視点で進めていくことが求められていることから、以下について伺う。

問

ジェンダー平等施策のさらなる推進を

答

誰もが正しい理解と知識を持って、社会全体で共有していくことが大切である

(1)「ジェンダー平等」に対する町長の認識は。

(2)「男女共同参画基本計画」策定に向けた進捗状況と計画に基づく具体的な施策は。

(3)町の付属機関に女性の参加促進の考えと登用状況は。

(4)女性職員が力を発揮できるように研修の場や環境整備を。

(5)ひとり親世帯への経済支援として親の医療費の(外来)助成を。

町長

(1)「男だから」「女だから」といった固定的な概念によって、生き方や働き方などの選択肢や機会が失われることがなくなるよう、社会的・文化的につくられた性別であるジェンダーを問い直し、男女の別なく誰もが一人の人間としてその人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができると認識している。

(2)第6期総合計画に男女共同参画に関する記述はあるが、具体的な施策の体系等に関する記載がない

ため、計画策定の取り扱いとはなっていない。
計画策定に向け、本年1月に性の多様性について職員研修を実施し、全職員共通の認識と理解を深めた。

今後、策定委員会を設置して計画の策定、議会への説明やパブリックコメントの実施等を経て、令和6年度中の策定に向け準備を進めている。
(3)平成12年9月に幕別町まちづくり町民参加条例を制定し、町民参加を推進しており、この条例に基づき、付属機関の委員を任命する場合は、定員の概ね3割を目標に公募している。
委員の改選期には、付属機関の担当部局などから積極的な呼びかけや働きかけを行い、女性をはじめ多くの方に参加を促している。
付属機関への女性の登用状況は、令和5年2月末現在、38機関で委員総数524人、このうち女性委員は33機関で委員数は157人、

委員総数に占める割合は、30.0%となっている。

(4)研修の場については、女性・男性を問わず、経験年数や職責に応じ必要となる研修の機会を設けている。

また、日常業務における日々の学びが、一番効果が期待できると考え、管理職が所属職員に問いかけを行っている。

環境整備については、女性が安心して働き続けられるよう、家庭と仕事の両立を支援する体制を整えることが重要と認識し、職員に対し、育児参画に関する意識の醸成を図りながら、互いに助け合い、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努める。

このほか、令和2年11月に「幕別町ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、職場におけるセクシャルハラスメントの防止と相談体制の整備を行った。

(5)ひとり親家庭等に対する支援策の中では重要な施策であり、かつ極めて政治的な判断を要することから、現時点での答弁は控えたい。



中橋友子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)

問

1990年代から非正規労働者が増え、所得格差が拡大し貧困が広がっている。

厚労省の「国民生活基礎調査」では、一世帯の平均所得1994年をピークに約100万円も減少し、低賃金の非正規雇用の増加が大きな要因になっている。役場でも現在、非正規職員が正職員を大きく超えている。2020年から非正規職員は「会計年度任用職員」となり、期末手当や退職金の支給対象とされたが、抜本的な改善には至っていない。制度の改善にむけ、以下について伺う。

(1) 臨時的な仕事を除き常勤職員を配置すべきと思うが町の認識は。

(2) 雇用期間は1年以内となっているが現状は。

(3) 民間で始まっている「無期転換制度」への転換等、任用期間の上限をなくすべきであるがどうか。

(4) 30分の勤務時間の違いでフルタイムとパートタイムに分けられ処遇に差がある。職種ごとの職員数と年収、パート希望者を除いてフ

問 会計年度任用職員が希望を持って働けるよう、低賃金などの改善を
答 円滑な公務運営の観点から制度の適正な運用に努める

ルタイムに移行すべきであるがどうか。

(5) 女性職員の割合が86・6%と高く、貧困を生み出しているが、大幅な賃金引き上げと処遇改善に努めるべきであるがどうか。

(6) 非正規職員の声を聴く機会として、アンケート調査を行い改善を。

町長

(1) 総務省から示された「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」に準拠し、進めており、各業務における質や量、責任の程度を勘案し、住民ニーズに答える効果的かつ効率的な行政サービスを安定的に提供するために必要な職員数について総合的に判断し、適切な配置に努めている。

(2) 総務省マニュアルにおいて、会計年度任用職員の任期を一会計年度内としている。また、募集・任用に当たっては、地方公務員法に年齢や性別にかかわらず均等な機会を与え、できる限り公募によることが望ましいとされていることから、町としては、任用の回数に

こだわらず、毎年、公募により面接を実施の上、任用の決定を行っている。

(3) 無期転換制度については、公務員において非常勤職員が常勤職員として採用される場合には、競争試験による採用が原則とされ、常勤職員としての能力実証を改めて行う必要があるため、労働契約法において、国家公務員および地方公務員については、適用除外とされている。また、会計年度任用職員の任用期間については、地方公務員法の規定により、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内とされている。

(4) 会計年度任用職員制度の創設時に全ての業務内容を精査し、各業務において必要となる時間を判断した上で、フルタイムとパートタイムを整理したので、パートタイム職員の希望の有無でフルタイムへ移行することは考えていない。(職種ごとの年収は下段表のとおり。)

職種ごとの年収の実態

フルタイム 81人	年 収
保育士(有資格者)	2,115,733円~2,519,599円
図書館司書(有資格者)	2,393,280円
給食調理員	2,707,200円~2,807,200円
介護支援専門員	3,192,479円
パートタイム 277人	年 収
事務補助員	1,710,140円~2,136,750円
特別支援教育支援員	1,721,363円~1,825,602円
消費生活相談員(有資格者)	2,295,428円~2,308,178円
介護認定調査員	2,360,980円~2,383,027円

(5) 給与の決定においては、業務の内容、責任の程度を勘案し、給料の1時間当たりの単価と年収額が制度移行前の水準を下回ることをしないよう制度設計を行っている。

給料表は、国の行政職俸給表を基本としており、人事院勧告により俸給表の改定となった際には、職員に準じて改正している。また、産前産後休暇や配偶者出産休暇など新たな休暇制度の創設や共済保険の適用範囲が拡大されている等処遇改善が行われている。

(6) 労働条件については、募集時及び任用時に必要な説明を行っている。また、任用後においては、所属長を中心に対話を通じて意思疎通を図りながら、日常業務に関する苦情や要望などを把握しているほか、総務課が相談窓口となつて対応を行うこととしているので、改めてアンケート調査の実施は考えていない。



荒 貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



岸田政権の「異次元の少子化対策」には、国民が一番求めている教育費負担の軽減はありません。

労働者の賃金が上がらない中で、急激な物価高騰が保護者の家計を圧迫している。保護者が負担する学校給食費は小学校で年間4・8万円、中学校で年間5・8万円と、副教材費など義務教育にかかると、さまざまな費用の中で、最も重い負担となっている。

全国で給食費の無償化を実施している自治体は256まで広がっている。支援についてもさまざまで、全国では第3子以降の補助に踏み出した自治体もある。

文科省は国会答弁で「学校給食法は給食費の補助を禁止する意図はなく、自治体の判断での全額補助を否定しない」と答えている。

保護者負担の軽減を図り、子育て支援がさらに充実した町にするため以下の点を伺う。

(1)給食費を無償化にするための必要な予算は。

問 学校給食費の無償化を

答 受益者負担の観点から、保護者に負担していただきたい

(2)国に給食費無償化を求めるべき考えは。

(3)町の黙食に対する対応は

教育長

(1)令和4年5月1日の児童生徒数2049人、平均給食数200食として、年間の学校給食費の額を試算すると約1億1500万円となる。

(2)義務教育の無償については「授業料不徴収の意味と解するのが相当である。」とする最高裁判所の判例により、授業料以外の教育に関する一切の費用まで無償とすることを定めたものではないと解されていることから、現状として国において学校給食費の無償化を推進することは難しいものと認識している。全国市町村教育委員会連合会などを通じて、学校給食費の保護者負担軽減のための支援措置について働きかけていきたい。

(3)地域の感染状況を踏まえつつ、座席配置の工夫や適切な換気のみで保を基本とした感染対策のみでも、児童生徒等の間で会話できる



よう黙食を解除する予定である。従前の生活や環境に近づけることで、児童生徒の充実した学校生活の実現に努める。

問 就学援助の拡充を

答 現在の支給基準は、平均的な判断基準と捉えている



消費税の引き上げ、物価上昇、可処分所得の減少、町民の取り巻く経済環境はより厳しくなっている。経済的理由によって受けられる就学援助、教育環境を整えるための基準の引き上げを。

また、眼鏡を補助対象にしている自治体もあることから、幕別町も項目を拡大する考えは。

教育長

就学援助の対象者は、生活保護法による要保護者と、市町村教育委員会が認定する準要保護者として

いる。準要保護者の認定は、地方税法や児童扶養手当法等の法的根拠の9項目に該当するか、または現に生活状態の困窮が認められる方を基準として判定している。

生活状態の困窮の判断基準は、生活保護法に準じて算出した「需要額」と前年1年間の「収入額」を基に計算した額が、生活保護基準の1・3倍未満の方を認定している。

支給基準については、全国的にも平均的な判断基準となっていることから、引き続き現在の支給基準で認定していきたい。

眼鏡等新たな補助対象の考えについては、準要保護者に対する就学援助は、市町村が単独で認定要件や費目、援助額を定めており、本町においては、国の「要保護児童生徒援助費補助金」に準じて、費目や援助額を定めて実施しているが、眼鏡を対象品目にするには現在考えていない。